

営業所、休憩・睡眠施設並びに車庫の位置及び収容能力の 変更等申請要領

1. 手続根拠

貨物自動車運送事業法第9条第1項

2. 書類作成部数 **3部**（正本1部、複本2部）

※認可までの標準期間 1～3ヶ月

申請内容により前後します。

『事前申請』となりますので余裕を持ってご申請ください。

3. 書類の提出先

香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門

※香ト協に申請書類をお持ちいただくか、郵送いただければ代わって提出いたします。その際は、予め余裕を持って提出ください。

4. 必要書類

(1) 事業計画変更認可申請書

※申請書類「別紙1-1」等に変更内容等を記載ください。なお、書ききれない場合は様式を複製のうえ、記載ください。

※車検が切れている車両が存在するなど、認可申請要件に抵触する場合は認可を受けることができません。予めご確認ください。

(2) 営業所・休憩睡眠施設・車庫平面図

※新設、変更されようとする営業所、休憩睡眠室、車庫の図面を記入ください。

その際、面積計算ができるよう寸法(m)を必ず記入ください。

※申請書類「別紙2」を併せて作成ください。営業所保有車両数による収容面積が変更後の車庫面積にて不足していないかを確認します。

(3) 付近の見取り図

※営業所等該当物件の付近地図（ゼンリン地図など）を添付ください。その際、ラインマーカー等で該当物件を強調ください。

(4) 施設の使用権原を証する書面（※）

（注意）【施設の使用権限を証する書面】を参照ください。

※自己所有の場合は、土地建物の登記簿謄本を添付

※土地・建物借入の場合は、賃貸契約の写しを添付

(5) 道路幅員証明願

車庫の出入口前面道路の幅員証明として必要となります。

※国道である場合は不要です。

(6) 写真

新たに設立、変更する内容についての写真を用意ください。

鮮明に写されており、状況等が確認できることが必須となります。

【必要となる写真】

（営業所）建物外観、事務所内の全景

（休憩睡眠施設）内部の全景

（車庫）全景及び周辺写真（※）

※周辺写真：前面道路、洗車設備、囲障区画など

※トラロープ（虎ロープ）などで周辺地との区画を分けていただく必要があります。

(7) 事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

営業所を新設される場合や車庫を拡張される等の際は当該書類のほか「運転者名簿（申請営業所勤務者分）」の提出が必要となります。

（営業所新設にはこれらも追加で提出が必要です。）

・運転免許証の写し（申請営業所勤務者）

・自動車検査証記録事項の写し（申請営業所使用車両）

(8) 宣誓書

I. 様式例 1

※当該申請されようとする営業所、休憩睡眠施設及び車庫について都市計画法等関係法令には抵触しないこと及び代表者等が貨物自動車運送事業法第5条各号に規定する欠格事由には該当しないことを宣誓する書類となります。

II. 様式例 3

※当該申請されようとする営業所が適正化実施機関による巡回指導の結果においてE評価でないこと等を宣誓する書類であり、書面の中に代表取締役のほか役員の記載および押印が必要となります

(申請に向けた注意点)

【施設の使用権限を証する書面】について

○自己所有の場合

土地・建物の「登記簿謄本」を添付

(最寄りの法務局にて、申請にかかる土地・建物の登記簿謄本を取得され、添付ください。)

○土地・建物借入の場合

土地・建物の「賃貸契約書(写し)」を添付

契約書内に以下の内容について記述されているかを必ずご確認ください。記述がない場合は有効な書面とされない場合があります。

[契約書内に記載されるべき事項]

1. 契約書内に土地・建物の地番、面積を漏れなく明記ください。
2. 契約日が明確であり、賃貸契約期間が2年以上であること。
このほか、契約書内に契約期間満了時に自動更新される旨の記入が必要となります。

(文言例)

期間満了時において、賃貸人賃借人双方とも意義の申出のないときは、本契約を2年間継続するものとし、以降これに準ずる。

3. 賃貸契約を結ばれる際は、土地・建物の使用目的について、営業所、車庫、休憩睡眠施設として使用することが契約書内に明確に記入されていることが必須となります。

(文言例)

賃借人は、貸借物件を一般貨物自動車運送事業における営業所事務室、休憩睡眠施設及び車庫として使用し、その他の目的に使用しないものとする。